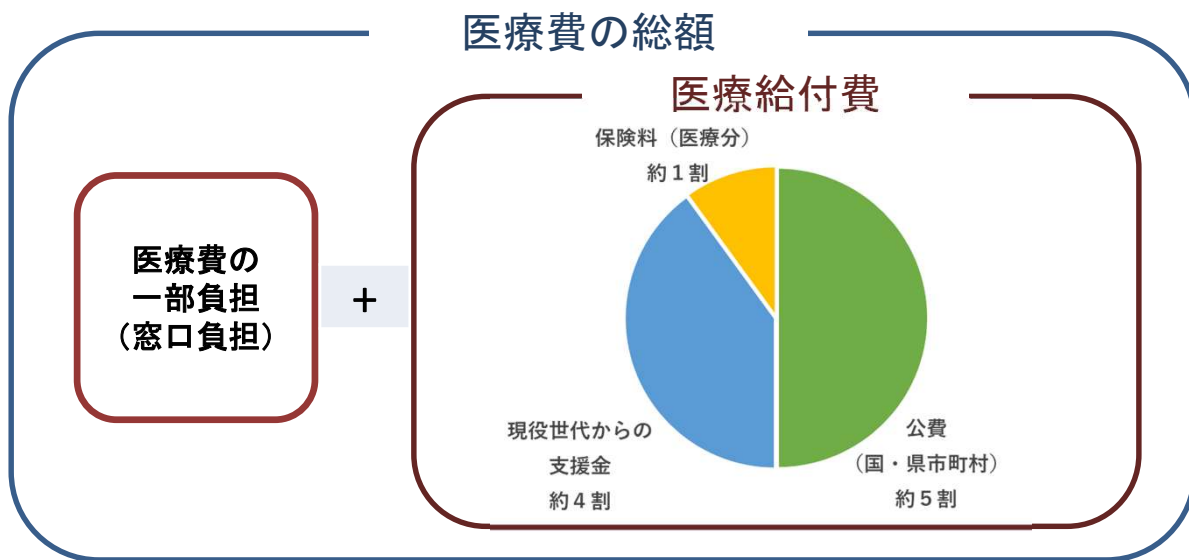


# 保険料の概要・保険料率の決め方について

## 保険料の概要

医療分は、医療費(窓口負担を除く部分)の一部を賄うために、お支払いいただくものです。医療費の約1割を医療分で賄い、その他の財源は、現役世代(75歳未満の方)からの支援金(約4割)、公費負担(約5割)となっています。

また、子ども分は、こどもや子育て世帯を支援する事業の費用に充てられます。



## 保険料率の決め方

保険料は、医療分と子ども分の合計となります。それぞれ被保険者が等しく負担する『均等割額』と、前年の所得に応じて負担する『所得割額』を合計して算出しています。広島県の場合、均等割額と所得割額の比率は48:52となっています。

保険料率は、2年ごとに見直しが行われ、今回の改定は令和8・9年度分となります。なお、子ども分の保険料率については、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されることとなるため、令和9年度に改定されます。

医療分として必要な額 約1,161億円	均等割額 48%	約557億円/ 全被保険者数	➡	均等割額 55,090円
	所得割額 52%	約604億円/ 全被保険者の 所得金額	➡	所得割率 9.93%
子ども分として必要な額 約14億円	均等割額 48%	約6.7億円/ 全被保険者数	➡	均等割額 1,337円
	所得割額 52%	約7.3億円/ 全被保険者の 所得金額	➡	所得割率 0.25%